

●郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例

平成24年9月27日

郡山市条例第44号

改正 平成25年7月11日郡山市条例第30号

平成27年10月7日郡山市条例第70号

平成28年7月6日郡山市条例第49号

平成29年6月30日郡山市条例第29号

廃止 令和3年12月20日郡山市条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第4条第9項（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（法第6条第1項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けた法第4条第1項に規定する復興推進計画に定められた同条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（以下単に「復興産業集積区域」という。）に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25条例30・平27条例70・一部改正）

(課税免除)

第2条 復興産業集積区域内において、当該復興産業集積区域に係る認定の日から平成33年3月31日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）第1条第1号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同号ロ（同法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは法第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定法人に該当するものであって、認定の日から平成33年3月31日までの間に当該指定事業者又は当該指定法人の指定を受けたものに限る。）に対しては、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のもの限り、課税を免除するものとする。

(平25条例30・平27条例70・平28条例49・平29条例29・一部改正)

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする固定資産税の納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに、土地については第1号及び第4号に、家屋については第2号及び第4号に、償却資産については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目、地積及び用途並びに家屋の建設に着手した年月日
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、延べ床面積及び用途並びに事業の用に供した年月日
- (3) 償却資産の所在、種類、名称、数量及び取得価額並びに事業の用に供した年月日
- (4) 取得年月日

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、認定の日以後この条例の施行の日の前日までの間に当該認定に係る復興産業集積区域内において、対象施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。

附 則 (平成25年郡山市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年郡山市条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年郡山市条例第49号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年郡山市条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

---

○郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

令和3年12月20日

郡山市条例第43号

郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年郡山市条例第44号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、旧条例第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けている者又は受けようとする者については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「旧復興特区法」という。）第37条第1項又は第39条第1項の規定により令和3年4月1日前に本市の指定を受けた個人事業者又は法人が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、旧復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（以下「旧復興産業集積区域」という。）内において旧復興特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業（復興庁設置法等改正法第3条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「旧福島特措法」という。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は旧復興特区法第2条第3項第2号ロに掲げる事業（旧福島特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の用に供する施設若しくは設備（やむを得ない事情により令和3年3月31日までに、新設し、又は増設して、これらの事業の用に供することができなかったものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第27号）附則第2条で定めるものに限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和3年3月31日までに、新設し、又は増設して、開発研究の用に供することができなかったものとして同省令附則第3条で定めるものに限る。）を新設し、又は増設して、これを旧復興産業集積区域内においてこれらの事業の用に供した場合における前項の規定によりな

おその効力を有することとされる旧条例の規定の適用については、旧条例第2条中「平成33年3月31日までの間に、」とあるのは、「令和6年3月31日までの間に、」とする。